

社長のためのお勉強

令和3年7月16日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

相続について思うこと

いつの時代も相続対策、相続税の節税商品が目にとまります。相続税の大きな問題は、税率が高く、原則は現金納付であることです。また亡くなられてから10ヵ月以内に申告をしなければならず、時間がありません。

相続が発生したら、まずは相続人の確定と財産および債務の確定です。預金については通帳が見つければ財産の確定が早いですが、問題は亡くなったことを金融機関が知るとしばらく凍結されます。

財産で問題になるのが貸付金です。亡くなられた方が赤字会社に貸付をされている時の債権も財産になります。赤字会社ですからすぐにはお金が戻ってきませんが、亡くなった方の財産となります。

次に不動産の場合には、4月に固定資産税の納税通知書が送られてきますので探すことは簡単ですが、問題はその土地がいくらで売却できるかです。売却できないのに国の評価が高いことが沢山あります。傾斜、道より低い土地など。老朽化建物も要注意です。取壊し費用もかかります。

私も税理士で沢山の相続の申告をしてきましたし、お客さんには偉そうに言ってきましたが、いざ自分が経験すると大変でした。一番困ったのが、遠方の土地の処分でした。最終的には国の評価よりはるかに安い金額でしたが、地元の不動産業者の方をお願いして売却することが出来ました。私も出来るだけ次の世代に迷惑が掛からないように整理しておきたいものです。

最後に、相続税の基礎控除（課税されない金額）が下がっていますので10ヵ月以内に申告書の提出をしましょう。相続税が大幅に下がる特典があります。